

許 可 証

住 所 羽生市大字上新郷 1 8 3 8 - 2 5

氏 名 株式会社 埼玉鵜商
代表取締役 鵜崎 隆広

令和6年2月22日付で申請のあった一般廃棄物処理業(収集・運搬)については、羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	羽生市大字上新郷 1 8 3 8 - 2 5 株式会社 埼玉鵜商
取扱廃棄物の種類	ごみ・特定家庭用機器廃棄物
業務の範囲	収集運搬
営業の区域	羽生市全域
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許可条件	別紙第1号のとおり

令和6年 4月 1日

羽生市長 河田 晃 明

